

議案第 95 号

つくば市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和 7 年 2 月 13 日

つくば市長 五 十 嵐 立 青

つくば市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

つくば市職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和62年つくば市条例第53号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第10号を次のように改める。

(10) 高所消防活動手当

第 2 条に次の 1 号を加える。

(15) 災害応急作業等手当

第11条第 1 項中「出場し」を「出動し」に改め、同条第 2 項第 2 号中「前号」を「前 2 号」に改め、同号を同項第 3 号とし、同項第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 大規模災害の発生区域において、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条第 1 項の規定による相互の応援に基づく消防活動に従事したとき又は同法第45条第 1 項に規定する緊急消防援助隊として消防活動に従事したとき 1 日につき1,080円

第12条の見出しを「（高所消防活動手当）」に改め、同条第 1 項中「はしご車消

火作業手当」を「高所消防活動手当」に、「はしご車10メートル以上のはしごの上で消火作業」を「地上10メートル以上の足場の不安定な箇所での消防活動」に改め、同条第2項中「はしご車消火作業手当」を「高所消防活動手当」に改める。

第17条を第18条とし、第16条の次に次の1条を加える。

(災害応急作業等手当)

第17条 災害応急作業等手当は、職員が次に掲げる業務に従事した場合に、当該職員に対して支給する。

- (1) 異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある現場において行う巡回監視
- (2) 異常な自然現象により重大な災害が発生した箇所又は発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業又は応急作業のための災害状況の調査
- (3) 災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された同法第2条第1項に規定する災害発生市町村の区域(以下「適用区域」という。)において行う避難所の運営、り災証明に係る家屋調査その他市長が適当と認める作業
- (4) 前3号に掲げる業務に相当すると市長が認める業務

2 災害応急作業等手当の額は、1日につき、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 前項第1号に掲げる業務 1日につき710円(当該作業が適用区域で行われた場合にあつては、1,080円)
- (2) 前項第2号に掲げる業務 1日につき1,080円
- (3) 前項第3号に掲げる業務 1日につき1,080円
- (4) 前項第4号に掲げる業務 1日につき1,080円を超えない範囲内において、それぞれの業務に応じて市長が定める額

3 災害応急作業等手当は、災害業務手当が支給される場合については、支給しない。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(提案理由)

災害が発生した現場で応急作業や避難所運営等の業務に従事した際、特殊勤務手当を支給するため、この条例案を提出するものである。

つくば市職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和62年つくば市条例第53号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1条（略） （特殊勤務手当の種類）</p> <p>第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1)―(9)（略）</p> <p><u>(10) 高所消防活動手当</u></p> <p>(11)―(14)（略）</p> <p><u>(15) 災害応急作業等手当</u></p> <p>第3条―第10条（略） （災害業務手当）</p> <p>第11条 災害業務手当は、消防職員が水害、火災その他の災害の現場に<u>出勤し</u>、災害による被害を軽減する業務等（救急業務（消防法（昭和23年法律第186号）第2条第9項に規定する救急業務をいう。以下同じ。）を除く。）に従事した場合に、当該職員に対して支給する。</p> <p>2 災害業務手当の額は、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)（略）</p> <p><u>(2) 大規模災害の発生区域において、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条第1項の規定による相互の応援に基づく消防活動に従事したとき又は同法第45条第1項に規定する緊急消防援助隊として消防活動に従事したとき。 1日につき1,080円</u></p> <p><u>(3) 前2号に掲げる業務以外の業務に従事したとき 1回につき200円</u></p>	<p>第1条（略） （特殊勤務手当の種類）</p> <p>第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1)―(9)（略）</p> <p><u>(10) はしご車消火作業手当</u></p> <p>(11)―(14)（略）</p> <p>第3条―第10条（略） （災害業務手当）</p> <p>第11条 災害業務手当は、消防職員が水害、火災その他の災害の現場に<u>出場し</u>、災害による被害を軽減する業務等（救急業務（消防法（昭和23年法律第186号）第2条第9項に規定する救急業務をいう。以下同じ。）を除く。）に従事した場合に、当該職員に対して支給する。</p> <p>2 災害業務手当の額は、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)（略）</p> <p><u>(2) 前号</u>に掲げる業務以外の業務に従事したとき 1回につき200円</p>

(高所消防活動手当)

第12条 高所消防活動手当は、消防職員が地上10メートル以上の足場の不安定な箇所で消防活動に従事した場合に、当該職員に対して支給する。

2 高所消防活動手当の額は、1回につき150円とする。

第13条—第16条 (略)

(災害応急作業等手当)

第17条 災害応急作業等手当は、職員が次に掲げる業務に従事した場合に、当該職員に対して支給する。

(1) 異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある現場において行う巡回監視

(2) 異常な自然現象により重大な災害が発生した箇所又は発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業又は応急作業のための災害状況の調査

(3) 災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された同法第2条第1項に規定する災害発生市町村の区域(以下「適用区域」という。)において行う避難所の運営、り災証明に係る家屋調査その他市長が適当と認める作業

(4) 前3号に掲げる業務に相当すると市長が認める業務

2 災害応急作業等手当の額は、1日につき、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる業務 1日につき710円(当該作業が適用区域で行われた場合にあっては、1,080円)

(2) 前項第2号に掲げる業務 1日につき1,080円

(3) 前項第3号に掲げる業務 1日につき1,080円

(4) 前項第4号に掲げる業務 1日につき1,080円を超えない範囲内において、それぞれの業務に応じて市長が定める額

(はしご車消火作業手当)

第12条 はしご車消火作業手当は、消防職員がはしご車10メートル以上のはしごの上で消火作業に従事した場合に、当該職員に対して支給する。

2 はしご車消火作業手当の額は、1回につき150円とする。

第13条—第16条 (略)

3 災害応急作業等手当は、災害業務手当が支給される場合については、支給しな

い。

第18条 (略)

附則 (略)

第17条 (略)

附則 (略)